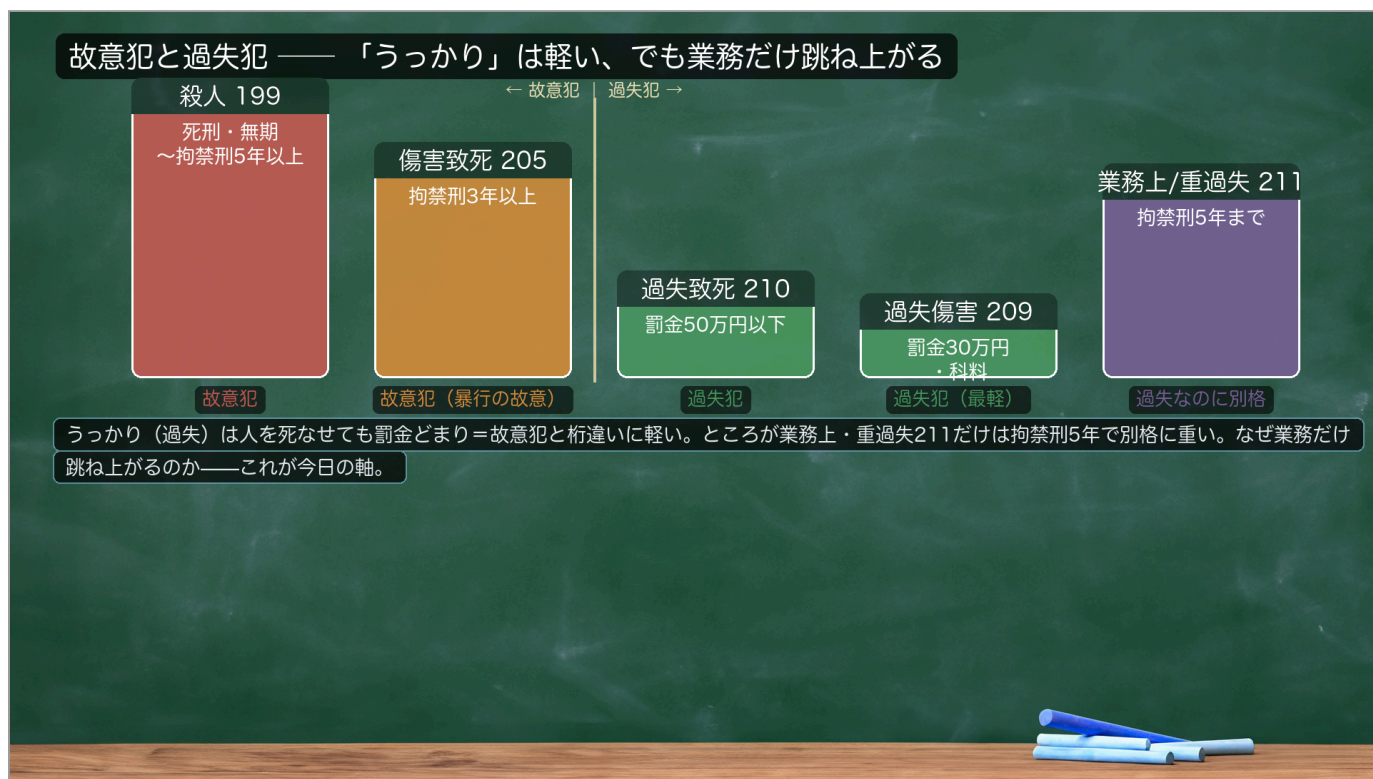


#42 過失致死傷罪・業務上過失致死傷罪——「業務」とは何か

第9章 生命・身体に対する罪 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 故意犯と過失犯——刑はぐっと軽くなる

短答・論文共通



過失犯は、故意犯にくらべて刑がぐっと軽くなります。人を死なせても、過失致死は罰金。殺人や傷害致死とは桁が違う。過失の中身、予見できたか避けられたかは総論19回の話。今回はその枠組みを各罪に当ててるだけ。各論は条文と刑を押さえます。業務上過失だけ、別格に重い。拘禁刑5年まで。うっかりは軽いはずなのに、なぜ業務だけ跳ね上がるのか。これが軸です。先に渡しておきます。重さの理由が、業務の定義を決めます。

2 過失傷害209・過失致死210

短答・論文共通

条文 刑法209条（過失傷害）

第1項 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。 第2項 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

まず軽い方から。過失傷害罪、209条です。過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金または科料。そして2項に注目。告訴がなければ起訴できない、とあります。過失傷害は親告罪。ここ、後で引っかけになります。

条文 刑法210条（過失致死）

過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

次が過失致死罪、210条。過失で人を死亡させた者は50万円以下の罰金。死なせる故意がないからです。結果は重いけれど、責められ方は軽い。ただし210条には親告罪の規定がありません。

3 傷害致死との区別と親告罪の引っかけ

短答・論文共通

傷害致死205 と 過失致死210 —— 「殴る気があったか」で峻別

傷害致死 205

- ・暴行・傷害の故意あり
（殴る気・ケガをさせる気はある）
- ・死の結果は過失＝予定外
→ 結果的加重犯（#41）
- ・親告罪ではない

過失致死 210

- ・暴行の故意すらない
（殴る気・ケガをさせる気もない）
- ・純然たるうっかり＝過失
→ 結果は重いが責められ方は軽い
- ・親告罪ではない（210は非親告罪）

区別キー＝暴行の故意 気もケガをさせる気もない

親告罪の差（短答引っかけ）＝ 過失傷害209 II は親告罪（告訴がないと起訴不可）／過失致死210は非親告罪（死なせた方が国家が当然に訴追）

「重い罪ほど親告罪になりそう」という直感の逆。傷害は親告、致死は非親告。死なせた方が重いからこそ国家が当然に追及する、と理解する。

ここで前回の傷害致死と区別します。どちらも人が死にます。傷害致死は、殴る・ケガをさせる故意があって、死は予定外。過失致死は、殴る故意すらない。純然たるうっかりです。暴行の故意があれば205、なければ210。ここが峻別点。もう1つ、短答の引っかけ。さっきの親告罪です。では死なせた過失致死210は親告罪でしょうか。死なせた方は国家が当然に訴追する。傷害は親告、致死は非親告。

条文 刑法211条（業務上過失致死傷等）

前段 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、
五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 後段
重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

では別格に重い211条。業務上過失致死傷罪です。業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は拘禁刑5年まで。同じ「うっかり死なせた」のに、業務上だと桁が変わる。そこが核心です。理由を押さえると、業務の定義まで一気に分かります。

なぜ業務だと重い？ —— 加重根拠が「業務」の定義を決める

① 業務者は危険を起こしやすい立場

活動の性質上、人の生命・身体に危害を及ぼす結果を起こしやすい



② だから特に重い注意義務

通常人より重い注意義務を負う＝これが加重根拠（判例・通説）



③ ゆえに「業務」は危険な行為に限定

③危害のおそれ（定義の限定要素）が逆算で導かれる

暗記ではなく演繹。「なぜ重いか（危険を起こしやすい立場）」が分かれば、「何が業務か（危険を起こしやすい行為）」が自然に出る。③はこの加重根拠の裏返し。

業務者は、その活動の性質上、人を死傷させる結果を起こしやすい。危険を起こしやすい立場だからこそ、特に重い注意義務を負う。これが加重根拠です。判例も通説もこの理解です。そして大事なのは、この理由が業務の定義を逆算で決めること。危険を起こしやすい行為だから重くする。だから業務の定義も、危険を起こしやすい行為に絞り込まれる。暗記でなく演繹で出ます。業務者でなくても過失致死傷は成立する。身分があると重くなる。これが不真正身分犯。65条2項の処理は36回でやったので送ります。

「業務」の3要素（最判昭33・4・18）—— この回の山場

① 社会生活上の地位に基づく

万人共通の自然的・日常的行為でないこと（職業に限らない）

- × 家庭の炊事・育児
（誰もが日常でやる行為）
- 娯楽目的の狩猟・建設・医療

② 反復継続して行う

反復継続の「意思」があれば足り、初回の行為でも業務

「これから続けるつもり」で始めた以上、最初の行為も含む（猟師の初猟が業務になる理由）

③ 危害を加えるおそれ

生命・身体に危害を加えるおそれのある行為に限定
＝加重根拠からの絞り込み
○ ホテルの火災防止管理
（危険を防ぐ立場そのもの）

3要素そろって初めて「業務」。趣味の狩猟は①②③すべて満たし業務。家庭の炊事は①を欠き業務でない。③が加重根拠からの限定の役目を果たす。

では業務の定義。判例は3つの要素で決めます。最判昭33年です。1つ目、社会生活上の地位に基づく行為であること。そこが落とし穴。職業に限りません。でも万人共通の行為は除く。家庭の炊事や育児は、誰もが日常でやる自然的な行為だから業務でない。娯楽の狩猟、建設、医療。社会生活上の地位に基づく活動です。加重根拠を思い出して。炊事育児は危険を起こしやすい立場とは言えない。2つ目、反復継続して行うこと。ここも誤解が多い。初回だから業務でない、というわけではなく、反復継続の「意思」があれば足りる。初回でも業務です。これから続けるつもりで始めた以上、最初の行為も業務に含まれる。冒頭の猟師が初日の初猟でも業務になりうるのは、ここが理由です。3つ目、これが一番大事。生命・身体に危害を加えるおそれ。足りません。趣味の反復行為なんて世の中に無数にある。全部重くは不当。だから加重根拠で絞る。危険を起こしやすい行為に限定するのが③です。③は加重根拠の裏返し。ここが演繹の到達点です。応用も1つ。ホテル経営者の火災防止管理も業務にあたるという判例がある。発火を防ぐ措置を怠れば、客が焼け死ぬ。危険を防ぐ立場そのものが業務です。③を「危険を起こしやすい立場」と広く捉えたと腑に落ちます。なお他の条文、業務妨害罪233・234の「業務」は定義が違う。13回の話です。

6 あてはめ——猟師の初猟

あてはめ：猟師の初猟

「業務」3要素のあてはめ

- ① 社会生活上の地位 狩猟は社会生活上の地位に基づく活動。炊事育児のような万人共通の行為でない → ○
- ② 反復継続の意思 今シーズン続ける意思での初日＝反復継続の意思あり。初回でも → ○
- ③ 危害のおそれ 猟銃は人を殺せる。生命・身体への危害のおそれは明白 → ○

→ Aは過失致死210ではなく、業務上過失致死罪211前段。趣味でも初回でも、3要素がそろえば「業務」

初猟で誤認して発砲 → Bに命中・死亡

A（甲）週末だけ趣味で猟

B（乙）山菜採り（死亡）

冒頭の問いに戻ります。3要素を当ててみましょう。登場人物は、週末猟師のAと、山菜採りのB。AがBを撃って死なせた。炊事育児のような万人共通の行為ではない。社会生活上の地位の活動。シーズンを通じて猟をする意思で始めた初猟。意思があるので業務。3つそろう。だからA

は単なる過失致死210ではなく、業務上過失致死、211前段になります。趣味でも初回でも、業務です。炊事は万人共通の日常行為で①を欠く。業務でなく、せいぜい過失傷害209。加重根拠の演繹が、そのまま当てはめの物差しになります。

7 重過失致死傷罪211後段

短答

重過失致死傷罪（211後段）

「重大な過失により人を死傷させた者も、業務上過失と「同様」に処断

○ = 拘禁刑5年まで。業務でなくとも過失が著しければ業務並みに重い

「重大な過失」とは

○ 注意義務違反の程度が著しいこと

○ わずかな注意で容易に結果を避けられたのに怠った場合など

※ 業務者でない人の、あまりにひどい不注意を重く処罰する受け皿

211条後段も見ます。重大な過失で人を死傷させた者も同様に処断。拘禁刑5年まで。業務でなくとも、過失が著しければ業務並みに重い。注意義務違反の程度が著しいこと。少し気をつければ簡単に防げた場合など。業務でない人でも、あまりにひどい不注意は重く処罰する受け皿です。

◆ 短答ひっかけ

ここはひっかかる（短答5点）

① 過失犯は故意犯より格段に軽い（210は罰金50万）／業務上・重過失211だけ別格（拘禁刑5年）

② 傷害致死205＝暴行の故意あり／過失致死210＝故意すらない純然たる過失

③ 親告罪は過失傷害209Ⅱだけ／過失致死210は非親告罪（逆に注意）

④ 「業務」＝職業に限らない（趣味の狩猟○／炊事育児×）・初回でも意思あれば○・危害のおそれで限定

⑤ 業務者は不真正身分犯（65条2項の処理は#36）

※ 一番つまずくのは④。職業＝業務という日常語の直感を捨てる

短答でひっかかる所を5つ。①過失犯は軽い、でも業務と重過失だけ別格。②傷害致死は暴行の故意あり、過失致死は故意すらない。区別を確実に。③親告罪は過失傷害209だけ。死なせた過失致死210は非親告罪。逆に注意。職業に限らない。趣味の狩猟は入り、家庭の炊事育児は入らない。初回でも反復継続の意思があれば業務。そして危害のおそれで限定する。⑤業務者は不真正身分犯。65条2項の処理は36回で扱いました。

★ コア規範（逐語で覚えるのはここだけ） | 業務上過失致死傷罪の「業務」の意義

211条の「業務」とは、**社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為**であって、かつ、**他人の生命・身体に危害を加えるおそれのある行為**をいう。本罪の加重根拠は、業務者が法益侵害を惹起しやすい立場にあり特に重い注意義務を負う点にあり、ここから③の危険性による限定が導かれる。

復元キー（理解した趣旨から答案を再構成する）

- ① 加重根拠＝業務者は**危険を起こしやすい立場**→通常人より**重い注意義務**
- ② ゆえに「業務」＝(Ⅰ)**社会生活上の地位に基づき**(万人共通の炊事育児は除く)
- ③ (Ⅱ)**反復継続して行い**(反復の意思があれば初回も業務)
- ④ (Ⅲ)**生命・身体に危害を加えるおそれのある行為**
- ⑤ ③は加重根拠からの限定／逐語固定は定義キーワードだけ・残りは趣旨から復元

最判昭33・4・18／呉各論

では論文の型。逐語で覚えるのは、太字のキーワードだけ。あとは下の復元キーで、趣旨から組み立て直します。まず加重根拠。業務者は**法益侵害を惹起しやすい立場**にある。だから**特に重い注意義務**を負う。これが重さの理由でした。そこから業務を定義。**社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為**で、**生命・身体に危害を加えるおそれのあるもの**。3つ目の危険性は、加重根拠からの限定。ここまで趣旨で一本につながる。

答案の型（司法試験で使う型） | 業務上過失致死傷罪の「業務」の意義

【事例】

週末だけ趣味で猟をする会社員Aは、シーズン初日の初めての猟で、茂みを獲物と誤認して発砲し、山菜採りに来ていたBに命中させて死亡させた。

【問題提起】

Aの過失致死は、単なる過失致死罪（210条）か、それとも業務上過失致死罪（211条前段）にあたるか。趣味でしかも初回の猟が「業務」といえるかが問題となる。

【規範】

上記の規範を定立（加重根拠＝危険を起こしやすい立場の重い注意義務／「業務」＝①社会生活上の地位②反復継続の意思③危害のおそれ／③は加重根拠からの限定）。

【あてはめ】

①狩猟は社会生活上の地位に基づく活動であり、家庭の炊事育児のような万人共通の行為ではない。②Aはシーズンを通じて猟をする意思で出ており、反復継続の意思があるから初回でも足りる。③猟銃は人を殺せ、生命・身体に危害を加えるおそれは明白である。よって狩猟はAにとって「業務」にあたり、Aには業務上過失致死罪（211条前段）が成立する。

使い方を型で。週末猟師のAが、初日の初猟で誤って人を撃って死なせた。問題提起。Aの過失致死は、業務上過失致死211にあたるか。規範を立てて、あてはめ。狩猟は社会生活上の地位に基づく活動。続ける意思での初猟だから反復継続の意思があり、猟銃は危害のおそれ大。よって業務にあたり、Aには業務上過失致死罪が成立する。この順で書きます。

#42 今日の地図（保存版）

| 過失致死傷は故意がないぶん、刑がぐっと軽い（209＝罰金30万・親告罪／210＝罰金50万・非親告罪）

- 傷害致死205との区別＝暴行の故意の有無（あれば205／なければ210）
- 業務上過失211だけ別格に重い（拘禁刑5年）＝加重根拠は危険を起こしやすい立場の重い注意義務
- 「業務」＝①社会生活上の地位（趣味の狩猟○・炊事育児×）②反復継続の意思（初回も○）③危害のおそれ
- ③は加重根拠からの限定＝「なぜ重いか」が「何が業務か」を決める

※ 重過失も業務並み。自動車運転だけは特別法へ（次回#43）

まとめます。過失致死傷は故意がないぶん、刑がぐっと軽い。過失傷害209は罰金で親告罪、過失致死210は罰金で非親告罪。傷害致死との区別は、暴行の故意があるかどうか。ここで峻別。業務上過失だけ別格に重い。理由は危険を起こしやすい立場の重い注意義務。その加重根拠から、業務の3要素が出る。社会生活上の地位、反復継続、そして危害のおそれ。3つ目が加重根拠からの限定でした。「なぜ重いか」が「何が業務か」を決める。実は、自動車の運転で人を死傷させた場合は211ではありません。かつての業務上過失から、いまは自動車運転死傷行為処罰法という特別法へ。過失運転と危険運転、悪質な運転をどう重く罰するか。43回で通します。